第三条　（略）

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第四条　生産緑地法施行令第四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

第五条～第七条　（略）

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正）

第四条　特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（河川管理施設とみなされる雨水貯留浸透施設に対する省令の適用） **第三条**　法第六条第二項の規定に基づき雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項第二号の三の規定を適用する場合には、当該雨水貯留浸透施設を同号の国土交通省令で定める河川管理施設とみなして、都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第六条の規定を適用する。	（河川管理施設とみなされる雨水貯留浸透施設に対する省令の適用） **第三条**　法第六条第二項の規定に基づき雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二号の三の規定を適用する場合には、当該雨水貯留浸透施設を同号の国土交通省令で定める河川管理施設とみなして、都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第六条の規定を適用する。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（令第六条第一号ニ(8)の国土交通省令で定める建築物） **第三条**　令第六条第一号ニ(8)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （令第六条第一号ニ(9)の国土交通省令で定める建築物） **第四条**　令第六条第一号ニ(9)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げる施設を構成する建築物とする。 一　（略） 二　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道及び鋼索鉄道を除く。） 三～五　（略） （令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物） **第五条**　令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （令第六条第四号ハ(9)の国土交通省令で定める工作物） **第六条**　令第六条第四号ハ(9)の国土交通省令で定める工作物は、第四条各号に掲げる施設を構成する工作物（建築物を除く。）とする。 （令第六条第六号の二ロの国土交通省令で定める基準） **第六条の二**　令第六条第六号の二ロの国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）	（令第六条第一号ニ(7)の国土交通省令で定める建築物） **第三条**　令第六条第一号ニ(7)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （令第六条第一号ニ(8)の国土交通省令で定める建築物） **第四条**　令第六条第一号ニ(8)の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げる施設を構成する建築物とする。 一　（略） 二　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項又は第二項の規定による地方鉄道（鋼索鉄道、懸垂式鉄道及び跨座式鉄道であるものを除く。） 三～五　（略） （令第六条第四号ハ(7)の国土交通省令で定める工作物） **第五条**　令第六条第四号ハ(7)の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物） **第六条**　令第六条第四号ハ(8)の国土交通省令で定める工作物は、第四条各号に掲げる施設を構成する工作物（建築物を除く。）とする。 （令第六条第六号の二の国土交通省令で定める基準） **第六条の二**　令第六条第六号の二の国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年六月十五日から施行する。